

## Ⅱ 格 付 基 準

土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の格付基準について

### 1 技術者条件について

土木一式工事及び水道施設工事、建築一式工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。

【令和8年度】の技術者条件は、次のとおりです。

建設工事の種類	等級	
土木一式工事 水道施設工事	特A	技術職員 12人以上(内1級6人以上)
	A	技術職員 6人以上(内1級3人以上)
	B	技術職員 3人以上(内1級1人以上)
	C	技術職員 2人以上
	D	技術職員 条件なし
建築一式工事	特A	技術職員 8人以上(内1級3人以上)
	A	技術職員 5人以上(内1級2人以上)
	B	技術職員 3人以上(内1級1人以上)
	C	技術職員 条件なし

注 この技術職員数は、経営規模等評価の審査基準日において1年以上継続して雇用されている技術者のうち、「格付に係る技術者」として当該業種に割り当てられた者の数である。

なお、技術者の割当は1人2業種以内となっているため、実際に当該業種を担当できる技術者数とは一致していない場合がある。

### 2 完成工事高条件について

建設工事の種類別の等級ごとに定められている発注上限金額を基準とした完成工事高条件を設定し、格付点数に関係なくその基準に満たない年間平均完成工事高の者は当該発注上限金額に対応する等級とする。ただし、しゅんせつ工事は対象外とする。

なお、完成工事高条件は直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高に基づくものとする。